

○岩手大学大学院連合農学研究科教員の資格等備えるべき条件の基準

- 1 博士の学位(外国の博士号を含む。)を有し、現在当該分野において活発な研究活動を行っており、かつ、十分な研究指導能力を有する者。
- 2 学位を有しない者でも、学会賞受賞又は公刊された著書・学術論文等により研究業績が極めて顕著であり、かつ、十分な研究指導能力があると認められる場合は、前項に準じて取り扱うことができる。
- 3 研究業績は、原則として次の条件を満たしていること。

区分	①原著論文、著書 および総説 の編数	①のうち 原著論文 のみの編数	①のうち 原著論文(筆頭著者 /責任著者)の編数
主指導 教員 資格者	20編以上 (うち最近5年 5編以上)	10編以上 (うち最近5年 3編以上)	5編以上 (うち最近5年2編以上)
副指導 教員 資格者	10編以上 (うち最近5年 3編以上)	7編以上 (うち最近5年 2編以上)	3編以上 (うち最近5年1編以上)

注1) 最近5年以内については、産前・産後休暇、育児休業の期間を考慮する。

注2) 原著論文、著書および総説は「教員資格審査の対象とする研究業績について」を参照。

注3) 教員資格の評価にあたっては、上表の編数を完璧に満たしていない場合でも、原著論文、著書および総説以外の特筆すべき業績(学会賞受賞論文等)を考慮し判断できるものとする。

○岩手大学大学院連合農学研究科教員の主指導資格再審査の基準

- 1 再審査は、原則として主指導教員資格取得後8年毎に行う。ただし、再審査対象年度末の時点で61歳以上の教員については再審査を免除する。
- 2 資格の判定は、研究業績、教育実績、管理運営実績を考慮して行う。その場合、研究業績は原則として最近8年間で原著論文、著書及び総説8編以上、又は主指導教員として指導した学生の主論文2編以上を目安とする。また、紀要などを含めても良い。
- 3 現在、連合農学研究科の学生指導を行っている教員は、再審査で資格を失ってもその学生が在籍している間は引き続き主指導教員として当該学生を指導できる。
- 4 再審査により資格喪失した教員は自動的に副指導教員資格者となるが、上記2の条件を満たした時点で、主指導教員資格が付与される。

5 再審査を受けようとする教員は、別紙様式「教員再審査調書」に記載し、研究科長に提出する。

- 1 平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成18年4月1日から施行する。
- 3 平成26年4月1日から施行する。
- 4 平成31年4月1日から施行する。
- 5 令和元年（2019年）9月6日から施行する。
- 6 令和3年（2021年）2月5日から施行する。
- 7 令和6年（2024年）9月6日から施行する。